

議員提出議案第 1 号

東村山市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり、東村山市議会会議規則（平成 10 年東村山市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき東村山市議会に提出する。

平成 27 年 3 月 19 日提出

提出者 東村山市議会議員

奥谷 浩一

三浦 浩寿

赤羽 洋昌

熊木 敏己

島田 久仁

保延 務

佐藤 真和

大塚恵美子

東村山市議会委員会条例の一部を改正する条例

東村山市議会委員会条例（昭和 39 年東村山市条例第 37 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の公布に伴い、同条例第 21 条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改めるため本案を提出するものである。

東村山市議会議長 肥沼 茂男 殿



平成27年 月 日

東村山市議会議長 肥沼 茂男

東村山市議会委員会条例の一部を改正する条例

東村山市議会委員会条例（昭和39年東村山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育長がある場合は、当該在職する教育長の任期中に限り、この条例による改正後の規定は適用せず、この条例の改正前の規定は、なおその効力を有する。

東村山市議会委員会条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育長がある場合は、当該在職する教育長の任期中に限り、この条例による改正後の規定は適用せず、この条例の改正前の規定は、なおその効力を有する。

旧 条 例

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。